

軽自動車税について(種別割)

毎年4月1日現在で原動機付自転車などを所有している方に課税されます。
また、年度途中で車両の取得や喪失をしても当該年度の追加課税や還付はありません。

■原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車の軽自動車税(種別割)

車種区分		税額「年額」
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	51cc～90cc	2,000円
	91cc～125cc	2,400円
	ミニカー(50cc以下)	3,700円
軽二輪(126cc～250cc) (ボートトレーラー等の被けん引車を含む)		3,600円
小型二輪(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

■三輪、四輪の軽自動車の軽自動車税(種別割)

車種区分			税額「年額」		重課税額「年額」 最初の新規検査から13年を 経過した車両
			平成27年3月31日以前に 最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以降に 最初の新規検査を受けた車両	
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪 以上	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨 物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

車両を初めて登録する際に受ける最初の新規検査年月(初度検査年月)によって税額が変わります。

最初の新規検査について

最初の新規検査を受けてから13年を経過した車両(電気軽自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ガソリンハイブリッド自動車・被けん引自動車を除く。)は、重課税額が適用されます。

■グリーン化特例

平成31年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪および四輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準を満たす排出ガス性能および燃費性能の優れた車両についてグリーン化特例が適用されます。ただし、当該取得をした日の翌年度分の1年(1回)限りになります。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた乗用自家用車については、適用対象が電気自動車等に限定されます。

車種区分			税額「年額」		
			(ア)	(イ)	(ウ)
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪 以上	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨 物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

<適用条件>

- (ア) 電気・燃料電池・天然ガス車(平成30年排出ガス基準または平成21年排出ガス基準10%低減達成)
- (イ) 乗 用:平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成、かつ令和2年度燃費基準+30%達成
貨物用:平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成、かつ平成27年度燃費基準+35%達成
- (ウ) 乗 用:平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成、かつ令和2年度燃費基準+10%達成
貨物用:平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成、かつ平成27年度燃費基準+15%達成
- ※ (イ)、(ウ)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。
- ※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

<車種別届出先>

○原動機付自転車(総排気量125cc以下) ○小型特殊自動車(農耕用・その他) ○ミニカー(50cc以下)	○軽自動車(三輪・四輪)	○軽自動車(二輪)(総排気量126cc～250cc) ○二輪の小型自動車(総排気量251cc以上)
現住所地の市役所	軽自動車検査協会香川主管事務所 高松市国分寺町福家甲1258番地18 ☎(050)3816-3122	四国運輸局香川運輸支局 高松市鬼無町字佐藤20番地1 ☎(050)5540-2075(ヘルプデスク)

【問】税務課 ☎(087)894-9210